

スカイパス・スカイダック乗車のご案内「旅行条件書」
ご旅行をお申し込みの際には、このご旅行条件書を十分にお読みください。

(この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、及びこの書面のとおり旅行契約が締結された場合は第12条の5により交付する契約書面の一部となります。)

1、募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は日の丸自動車興業株式会社(東京都知事登録旅行業第2-2411号)
(以下「当社」という)が旅行企画・募集する旅行であり、
この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
企画旅行契約の内容・条件は本旅行条件書及び
当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)によります。

2、旅行の申し込みと予約

- (1)当社指定の旅行申込書(以下(申込書)といいます)に所定事項を記入の上、次に定める
申込金を添えてお申込みいただきます。
申込金は旅行代金または取消料若しくは違約金の
それぞれ一部または全部として取り扱います。
(2)募集型企画旅行契約は当社が締結を承諾し、旅行代金を受領したときに
成立するものとします。

3、旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行代金にはスカイパス・スカイダックの運賃及び
施設見学費用等や消費税等が含まれます。
これらの費用はお客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しは致しません。

4、旅行代金

- (1)「旅行代金」は特に注釈の無い限り、子供代金は旅行開始時に
満4歳以上12歳未満(小学生以下)のお子様に適用します。

- (2)旅行代金は旅行開始日の前日から
起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる
日以降にお申込みの場合は、
旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

4、旅行内容について

- (1)当社は天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他当社の管理
できない事由が生じた場合、旅行内容を変更する場合があります。
ただし、緊急の場合においてやむをえない時は変更後に理由を説明いたします。
(2)車両の定員を超えるときはご乗車できません。

5、取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

- (1)お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けいたします。
取消しについておとり様につき、以下の旅行代金の料率で取消料を頂きます。
営業時間9時30分から18時00分(不定休)
- 解除の時期取消料の内容
旅行出発日の前日から起算して21日前まで無料
旅行開始日の前日から起算して20日前(日帰り旅行は10日前)まで旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで旅行代金の30%
旅行開始日前日旅行代金の40%
旅行開始当日(チケット発券後)旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加旅行代金の100%

- (2)お客様は下記に該当する場合、取消料を支払うことなく旅行契約を
解除することができます。
a契約内容の重要な変更が行われたとき。
b当社の責に帰すべき事由により旅行実施が不可能となったとき。
c天災地変、気象条件、暴動、官公署の命令その他事由により旅行
の安全かつ円滑な実施が不可能な場合。

6、当社による旅行契約の解除

- (1)次に該当する場合は、当社は募集型企画旅行契約
を解除することがあります。(一部例示)
①旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
②申込条件の不適合。
③病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。
④天災地変、暴動、運行基準に満たない、国内外官公署の命令
その他当社では関与できない事由により契約書面に記載した旅行日程に
従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になる可能性がある場合

7、添乗員等

- (1)添乗員は同行しませんがバスガイドが同行します。
(2)ツアー中は乗務員の指示に従っていただきます。

8、当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行の履行にあたって、当社の故意または過失により
お客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。
(2)手荷物の損害については、損害発生日から14日以内に当社に通知があった限り、
1人15万円を限度として賠償致します。
(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)
(3)また次のような場合は原則として責任を負いません。
お客様が天災地変、戦乱、暴動、食中毒、運送の旅行サービス提供の中止。
盗難、自由行動中の事故、宿泊機関等提供の中止、官公署の命令その他の当社又は
手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

9、特別補償

- (1)当社は本項の表の左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、
旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じた額の「変更保障金」を
旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払いたします。
なお、お客様の同意を得て同等の価値以上品物またはサービスの提供することがあります。
(2)前号の規定にかかわらず、次の①～②で規定する変更の場合は変更補償金を支払いません。
(「過剰予約受付」)が原因の場合を除きます。
①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊期間等旅行サービス提供の中止、
当初の運行計画による、無い運行サービスの提供、
旅行参加者の生命または身体の安全確保の必要な処置としての変更。
②第12項から第14項までの規定による契約が解除された部分にかかわる契約の変更。
(3)当社が1つの契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じた額を
もって限度とします。
またお客様1名に対して支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、
当社は変更補償金を支払いません。
(4)当社が本項規定に基づき変更補償金を支払った後に当該変更について第15項の規定に
基づく損害賠償責任が明らかになった場合には、当社は支払済みの変更補償金の
額を差し引いた額の損害賠償金を支払います。

別表 変更補償金変更補償金の支払いが必要となる変更 一件あたりの率
(%) 旅行開始前(旅行開始後)

1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 1.5 (3.0)
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更 1.0 (2.0)
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 1.0 (2.0)
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更 1.0 (2.0)
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 1.0 (2.0)
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 1.0 (2.0)
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類設備又は景観その他の客室の条件の変更 1.0 (2.0)
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 2.5 (5.0)

10、お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を
被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の
権利・義務その他企画旅行契約の
内容について理解するように努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、
記載内容と異なるものと認識したときは、
旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

11、個人情報の取扱について

- (1)当社は、旅行お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、
お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配の為に利用させて頂くほか、
当社の旅行契約上の責任、事故時の費用などを担保する保険の手続き上
必要な範囲内において当該機関に提出いたします。
※このほか当社では、
①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
③アンケートのお願い。
④特典サービスの提供。
⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
(2)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、
電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる
最少限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。
当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、
ご購入いただいた商品の発送のために、
(※利用目的を具体的に記載)これを利用させていただくことがあります。

12、募集型企画旅行契約約款について

- (1)この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

【旅行企画・実施】

東京都知事登録旅行業第2-2411(一社全国旅行業協会会員)
日の丸自動車興業株式会社 水道橋営業所
東京都文京区後楽1-1-8
国内旅行業務取扱管理者：波多野 淳
スカイパスコールセンター：03-3215-0008
(9：30～18:00)

【運行会社】

日の丸自動車興業株式会社